

宇部市一般廃棄物収集運搬業務委託公募型プロポーザルに係る質問に対する回答

No.	資料名等	質問内容	回答
1	実施要項 第5 4(2) ②	<p>「共同企業体に関する提出書類 正本1部 共同企業体結成届出書(兼)参加資格審査申請書(様式第2号)」とそれに係る「【添付書類】1委任状(様式第2号関連)・2使用印鑑届(様式第2号関連)・3共同企業体に係る協定書(任意様式)」についてですが、令和6年1月に行われた業務Eのプロポーザルの際には、実施要項の中でこれらの書類は「既に本市が認定している共同企業体は提出不要」とされ、既に認定を受けている共同企業体は提出する必要はありませんでした。</p> <p>この度は必要なのでしょうか?それとも前回同様、認定を既に受けている場合は提出不要なのでしょうか?</p>	<p>既に認定している共同企業体の「認定資格の有効期間」は、令和7年3月31日までとなっておりますので、実施要項のとおり提出してください。</p>